(ロ)勤續一ケ年未滿ノモノ　日給四十五日分
(ハ)勤續一ケ年以上ハ一ケ月ヲ增ス毎ニ日給二日分ヲ加算スルコト

二、職工ノ都合ニ依リ退職セントスル時ハ勤續一ケ年以上ノ者ニ對シ解雇手當ノ半額ヲ支給セラレタキコト

三、工事ノ都合ニ依リ工場ヨリ出張ヲ命ゼラレタルトキハ出張手當ヲ支給セラレタキコト

四、請負工事ノ場合ニ於テ材料運搬人夫賃ハ工場主ノ負擔トセラレタキコト

五、工場ノ都合ニ依リ臨時休業ヲナス場合ハ日給ノ半額ヲ支給セラレタキコト

六、今後八時間勞働制ヲ實施セラレタキコト

七、衞生設備ヲ完備セラレタキコト

八、本月末ノ支拂ヲ受クル賃金ハ制定日給ニヨリ支拂ヲセラレタ

財團法人協調會大阪支所

(ト)期末日ヲ六ヶ月ヘテ　日ト爲ス事

ヲ希望ス

一、工場ニ於ケル危險ヲ防止スル爲メ適當ノ設備ヲ爲スコト

一、危險業務及有害作業ニ從事スル職工ニ對シテハ特別手當ヲ支給スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬病院ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬浴場ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬食堂ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬託兒所ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬圖書室ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬購買組合ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬貯金組合ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬住宅ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬娛樂場ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬運動場ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬保養所ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬休憩所ヲ設置スルコト

一、職工ノ爲メ工場ニ附屬理髮所